

別紙

諮問第953号

答 申

1 審査会の結論

「料飲営業許可台帳」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都新宿区〇〇（町名）〇丁目〇番〇号において〇〇（店舗名）を経営する者（事業主）の『風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律』に基づく営業許可の種類、許可日、事業主の名称及び住所の分かる文書」の開示請求に対し、警視総監が平成 27 年 3 月 27 日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 一部開示決定処分のうち「営業者情報」欄の非開示部分を取り消すことを求める。

イ 「〇〇」の営業者の住所及び氏名は、不当利得返還請求権という財産権を保護するために必要不可欠なものである。

したがって、「〇〇」の営業者の住所は、条例 7 条 2 号ただし書口の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、警視総監に開示義務が認められる。

ウ 条例 9 条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（条例 7 条 1 号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があ

ると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定している。東京都は、「性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例」（平成12年東京都条例第196号）を制定して、いわゆるぼったくり被害の防止を図っており、「〇〇」の所在地は、当該条例に基づく対象区域に指定されている。

不当利得返還請求訴訟を提起することは、ぼったくり被害に遭った者の事後的救済を図るものであり、当該条例の目的とする、ぼったくり被害の防止に資するものである。したがって、警視総監は「〇〇」の営業者の住所を開示すべきである。

3 審査請求書に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 条例7条2号該当性について

個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため。

(2) 条例7条3号該当性について

公にすることにより、事業を営む個人の事業活動を行う上での内部管理に係る情報が明らかになるなど、当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「条例7条2号ただし書口に該当するため開示すべき」旨を主張しているが、「営業者の住所」は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、これを広く一般に公開するまでの必要がある情報とは認められない。

また、審査請求人は、開示する根拠として、条例9条を挙げているが、本件について「公益上特に必要があると認めるとき」に該当しない。

よって、審査請求人の主張は失当である。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成27年 8月27日	諮問
平成27年 9月18日	新規概要説明（第135回第三部会）
平成27年11月 6日	実施機関から理由説明書收受
平成27年11月27日	実施機関から説明聴取（第137回第三部会）
平成27年12月18日	審議（第138回第三部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求の対象となった公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象公文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「東京都新宿区〇〇（町名）〇丁目〇番〇号において「〇〇」を経営する者（事業主）の『風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律』に基づく営業許可の種類、許可日、事業主の名称及び住所の分かる文書」（以下「本件開示請求」という。）であり、実施機関は、本件開示請求に対して、「料飲営業許可台帳（個人）詳細結果（許可年月日：平成27年〇月〇日、許可番号：第〇〇号）」（以下「本件対象公文書」という。）を対象公文書として特定し、一部開示決定を行った。

イ 料飲営業許可台帳について

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）

3条において、「風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種別に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。」と定められている。

また、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令」(昭和60年1月11日総理府令第1号)において、許可申請に必要な書類は、許可申請書、営業の方法の分かる書類のほか、営業所の周囲の略図、営業所の平面図、建物の使用承諾書、賃貸契約書、登記事項証明書等と規定されている。

実施機関の説明によると、事業者が上記の必要書類を営業所を管轄する警察署に提出し、管轄警察署の担当者が提出書類の記載内容を「風俗営業情報管理システム」に入力し仮登録した後、本部主管課において点検・登録したものを、出力・印字したのが料飲営業許可台帳の詳細結果であるとのことである。

ウ 本件非開示情報について

実施機関は、本件対象公文書中のうち、営業者に係る「本籍・国籍」、「住所」、「ビル名等」、「生年月日」、「性別」、「電話番号」、「外国人登録種別」、「登録年月」及び「番号」欄（以下「本件非開示情報1」という。）の情報を条例7条2号に、管理者に係る「氏名」、「本籍・国籍」、「住所」、「ビル名等」、「生年月日」、「性別」、「電話番号」、「外国人登録種別」、「登録年月」及び「番号」欄（以下「本件非開示情報2」という。）の情報を条例7条2号及び3号にそれぞれ該当するとして非開示とした。

エ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要で

あると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条3号本文は、「法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書において、「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他都民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

オ 本件非開示情報の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1及び2は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討すると、本件非開示情報1及び2は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当しない。

また、審査請求人は審査請求書において、本件非開示情報1及び2は同号ただし書ロに該当する情報であることから開示すべき旨主張するが、本件非開示情報1及び2を公にすることの必要性と営業者及び管理者の個人情報保護の必要性について比較衡量しても、前者が後者を上回る情報とは認められないことから、同号ただし書ロには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報1及び2は条例7条2号に該当し、非開示が妥当であり、本件非開示情報2については、条例7条3号該当性を判断する必要はない。

なお、審査請求人は、審査請求書において、実施機関の一部開示決定に対して種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

渡辺 忠嗣、鴨木 房子、寺田 麻佑、前田 雅英